

国立大学法人奈良国立大学機構理事長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）の一部を改正する法律（令和3年法律第41号。以下「改正法」という。）附則第4条及び国立大学法人奈良国立大学機構合同理事長選考会議規程（以下「選考会議規程」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人奈良国立大学機構（以下「奈良国立大学機構」という。）の初代理事長となるべき者（以下「理事長候補者」という。）の選考の手続等について、必要な事項を定める。

(任期)

第2条 理事長候補者の任期は、奈良国立大学機構の経営体制と組織ガバナンスを早急に確立させ、第4期中期目標・計画の確実な実施を担わせるため、3年とする。

(理事長候補者の資格等)

第3条 国立大学法人奈良国立大学機構合同理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、理事長候補者の選考を行うに当たり、理事長に求められる資質、能力等に関する理事長候補者の選考基準について定める。

(理事長候補適任者の探査)

第4条 選考会議は、理事長候補者の選考を行うに当たり、理事長候補者となるべき適任者（以下「理事長候補適任者」という。）の探査を行う。

(理事長候補適任者の推薦)

第5条 選考会議は、前条による探査の結果を踏まえて、選考会議委員に理事長候補適任者の推薦を求める。

(理事長候補者の選考)

第6条 選考会議は、前条により推薦された理事長候補適任者のうちから、理事長候補者を選考する。

(大学総括理事を置くことに関する決定)

第7条 選考会議は、理事長候補者の選考を行うに当たり、改正法による改正後の国立大学法人法第10条第4項に規定する大学総括理事を置くことについて審議し、決定する。

(公表)

第8条 選考会議は、理事長候補者の選考を行うに当たり、第3条により定める理事長に求められる資質、能力等に関する理事長候補者の選考基準について、公表する。

2 選考会議は、第6条に定める理事長候補者の選考の結果及び理由、選考の過程並びに前条により決定した大学総括理事を置くこと及び理由について公表する。

(再選考)

第9条 第6条により選考された理事長候補者が理事長に就任するまでの間に、当該理事長候補者が次の各号に掲げる事項に該当した場合、選考会議は、改めて第6条による理

事長候補者の選考を行う。

- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）になった場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合
- 三 やむを得ない事由により辞退の申出があった場合
- 四 その他理事長たるに適しないと認められる場合

（大学の長の選考に関する規程）

第10条 国立大学法人奈良教育大学及び国立大学法人奈良女子大学がそれぞれの学長選考会議において定める大学の長の選考に関する規程等については、理事長候補者の選考及び第7条に定める大学総括理事を置くことに関する決定において、これを適用しない。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、理事長候補者の選考の実施に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年9月9日から施行する。